

された(38)。紺緋の製織のために平塚家は近在の紺屋に綿糸の染色を頻繁に依頼し、その都度、紺屋は綿糸の種類と数量に応じた染賃を記録した。日付の後には、染代(銀匁)、染賃(綿糸一貫二百匁当たり、染色目安値=染割)、綿糸の名称(種類)と番手、糸数量が記帳され、「丸合」マーク(ハンコ)の押印により染糸の出入りと代金授受の確認が行われた形跡が残る。

通帳上の費用計算は銀匁表示であるが、取引タームごとの代金決算と支払いは円(銭厘)であった。注目したいのは、染糸の染色度を示唆する染賃の記載である。藍染めの実態をうかがえる重要な指標となり、藍染糸の染色度をより具体的に類推しうる目安となる。以下、前段の「記」が地糸に関するもの(一部、飛白糸の記載あり)であり、後段の「緋記」は飛白糸の記録である。染賃は取引タームの最初一〜二週間は確認できるが、その後は記載されなくなる。染賃が明記されていない場合については、染代から綿糸数量をもとに換算した染賃(割)を筆者補注として数字表記で示した。

《史料3-1(抜粋)》

染賃は太字にした。

所沢飛白の染糸出入りと染賃	紺屋善治郎(久米村)	【筆者補注】
記		[染賃(割)]
丑十一月十七日		
一 銀八拾匁	八十	唐十六入 壺束
		【6割7分】
同 廿三日		
一 同八拾一匁	百三十五	東十五 六十本
		【11割3分】
十二月十四日		
一 同八拾匁	八十	唐十六入 壺束
		【6割7分】
十二月廿五日		
一 同六拾七匁五分	東十五	五十本 百三十五
		【11割3分】
寅 一月二日		
金五円也	受 取	
丑十二月廿七日分		
一 同六拾七匁五分	東十五	五十本 百三十五染
		【11割3分】
寅 一月三日		
一 二拾四匁七分五厘	緋百六十五目	【15割】
同 七日		
一 同七拾四匁二分五厘	東十五	五十五本 百三十五
		【11割3分】
同		
一 同百四拾壺匁七分五厘	東十五	百五本 百三十五
		【11割3分】
同 十日		
一 同八拾匁	唐十六入	壺束
		【6割7分】
同		
一 金六拾銭	唐廿入	八十本
		【10割】
	〈中 略〉	
緋 記		
丑十一月廿日		
一 銀八匁二分五厘	緋五十五目	十五割
		【15割】

同廿五日				
一 同十四匁一分	同四十四匁	十五		【15割】
同廿七日				
一 同八匁二分五厘	同五十五匁	十五		【15割】
十一月三十日				
一 銀貳拾壹匁	同百四十目	十五		【15割】
			〈中 略〉	

寅三月廿六日				
金拾円也	請 取			
同廿三日				
一 四拾匁八分	貳百五十五目			【16割】
四月一日				
一 貳拾匁八分	百三十目			【16割】
同二日				
一 貳拾七匁貳分	百七十目			【16割】
同廿一日				
一 五拾五匁貳分	三百四十五目			【16割】
			〈以下、略〉	

(入間郡旧久米村・平塚家文書『明治十年十一月吉日 染物之通』(39))

平塚家は、唐糸（輸入紡績糸、機械製、おもにイギリス製で「(西) 洋糸」とも呼ばれた）と和糸（国産の在来綿糸、手紡糸、おもに関東地方産）の二種類の綿糸を使用していた。明治十年十一月中旬から翌年の八月末までの約九ヶ月半の記帳期間に用いられていたのは、「唐十六入」（洋16番手）および「唐廿入」（洋20番手）と、和糸の「十五」（和番手十五糸）であった。以下、唐糸を「洋糸」と呼ぶが、洋糸は取引上の数量単位「壹束」（4.5キログラム＝綿糸一貫二百匁）が洋番手数×10総を意味し、洋16番手であれば160総（洋総160本）となる。最初の記載日十一月十七日の染賃「八十」が洋総160本の染代として銀八十匁（円換算＝一円三十三銭）が支払われたことを示している。この場合の染賃（綿糸一貫二百匁の染割）は6割7分となる。綿糸百匁換算で銀六匁七分の染価を意味する。

二番目に記載された同月二十三日の和糸「東十五」は、綿糸銘柄「東」（武州北足立ないし北埼玉地方産）の和番手「十五糸」を意味する。そして、それにつづく「百三十五」が染賃である。翌年の二月廿七日には「百三十五染」の表記が使われている。和総百本（一束（把）、綿糸一貫二百匁）当たりの基準数量で銀百三十五匁（円換算＝二円二十五銭）の染色水準であったことを示し、11割3分の染割となる。染賃が明記されるケースは取引タームの開始期であるので、糸質が異なる和洋綿糸の染色度を示し、受・発注者相互の当初的な染度確認の目安にしたものと考えられる。

いっぽう、別立て（後段）の「緋記」をみると、最初の「十一月廿日 一 銀八匁二分五厘 緋五十五目 十五割」のように、染代につづく項目は飛白糸の数量（緋五十五匁）と染割（十五割）の二点となる。手縛りで緋括りされた飛白糸は洋糸と和糸の両方であったと推測されるが、糸の種類や組合せの内訳は明記されずに「緋」と一括りにされて、地糸よりも高い染賃が示されている。実際、飛白糸用の和洋綿糸がいっしょに緋縛りされて棒状の糸束となり、その状態のまま藍液のなかに浸されたからであろう。染賃「十五割」は花色以上の藍色水準に相当する染色度であったとみられる。そし

て、明治十年中は「十五」であった染割は翌年には「十六」に上昇し八月末日まで継続するので、飛白糸については正紺として十分な染色度が保持されていたものと推察できる。

したがって、平塚家は紺絣用綿糸の藍染めをめぐる、経糸用の洋糸よりも緯糸用の和糸のほうに、そして地糸よりも飛白糸に染賃をより多く振り向けていたことが判明する。おそらく地糸については、11割3分の和糸が花色水準の色合いであったのに対し、洋糸の6割7分（16番手）が濃い浅黄色で10割（20番手）は花色に近いものではなかったろうか。これらの染色度は、同時期にあたる泥紺拡大当初の大和木綿の正紺定義（地糸6割、飛白糸12割）に近似するのでやや低めの印象を否認ないが、飛白糸のほうが比較的高い15～16割の水準なので正紺保持の意識を察知できよう。

なお、和糸の十五糸は洋12番手に相当し、洋糸16番手よりも太い綿糸であった。しかも手紡糸のため、不均質で撚りの甘い綿糸であった。平塚家はこの甘撚りの太糸に比較的十分な藍染めをほどこし、細めの均質平滑な機械紡績製の洋糸には藍を節約していたことになる。甘撚りの太い在来綿糸により多く藍を吸収させ、逆に藍の浸透力が小さい、藍を十分に染着させるには費用負担が大きくなる洋糸に対し藍を節約する方針がうかがえる。糸質が異なる和洋綿糸の染色度を同一とせず、経費がかさむ洋糸の藍染め費用を削減したとみられる。正紺指向が強かった紺絣生産において洋糸の経糸使用が藍節約法の藍下を必要としたといえよう。経飛白糸に使用して正紺水準を保つには、藍下の染色度と上染め用の染料選択がとて重要となったにちがいない。

そして飛白糸のみならず、地糸に染色度の異なる染糸が使用されていたとすれば、平塚家では藍下染糸をみずから何らかの方法で補色ないし色味補正していたことになる。糸量を減じて低価格化し、「擬薩摩」の異名をもつ所沢飛白では染色面の大幅な手加減がしにくかったろう。木綿紺絣ならではの正紺を損なわない範囲で染色度の低い洋糸に対する補色調整に腐心したはずである。おそらく、史料1-2でとりあげた第一回内国勸業博覧会の出品物（入間郡山口村産の紺絣）とおなじような、在来紺染法のフシ紺に蘇芳、玉葱、明礬などを加える上染め補正を工夫していたと推察される(40)。

（2）正紺の放棄—経営事例の考察（東京二子）—

正紺放棄の事例として、当該期に流行木綿の先頭を走った東京二子（小倉織）をとりあげる。紺屋に綿糸の藍染めを頻繁に依頼するが、その費用を大幅に削減する機業経営の様子があきらかとなる。

1) 紺色の変革—藍下の最低水準—

現在の埼玉県川口市北西部の旧芝村や神根村とその東に位置する旧鳩ヶ谷町の周辺地域は、中ないし細番手（洋30～40番、40～60番）の洋糸を二本引き揃いまたは撚り合わせて用いる東京二子（二タ子、双子）の全国有数の木綿産地であった。「二子」すなわち二本子または二本合糸の二子織（着尺地、袴地）は、多色の縞糸（色糸）を駆使する軽量平滑な上級木綿として幕末・明治前～中期の都市市場で流行する。多色使いゆえに、業界の正紺認証は大きく揺らいだ。

注目するのは、東京北郊の北足立郡小湊村（現、川口市三ツ和）で、色糸の染色と織布の準備工程を集中的に生産管理した元機屋（織元）・吉田家の経営史料である。同家は、おもに紺地糸用の藍染めと織布工程については近在の紺屋や織物生産者（賃織業者）に外注し、明治十年代には横畝組織（経合糸遣いないし単糸経込み）の小倉織（袴地、帯地、着尺地、鼻緒地）のほか、蚊帳地の生産を数多く手がけた。製品は鳩ヶ谷町（日光御成街道旧鳩ヶ谷宿）の織物買次商に定期市を介して販売することもあったが、多くは直取引先の東京市内の織物問屋や鼻緒地商に直送した。

紺屋に依頼する藍色以外の各種色糸の染色は、染め風呂・釜、樽、瓶などを多数配備した同家の作

業場で行われた。自家染色された各種染糸が織物種類別に準備・整経され、外部の織布業者のもとに送られた。作業場は織工場というよりは染工場の様相であり、染場にかかわる作業員は四～五名はいたとみられる。その実態は生産機能を外部化した商人的な元機屋（出機経営）ではなく、自家作業場内で染色およびデザインと整経・準備の生産要素を多彩に組み合わせる経営体であった。

依拠する史料は、デザイン構成（縞割）と染色作業に集中した元機屋・吉田家が、明治十年代初頭に近在の紺屋に支払った藍染め代金を記録した染糸通帳である。次の史料3-2は、北草加村（現、埼玉県草加市）の紺屋岩次郎が作成した引き合わせ記録であり、同3-3が本郷村（現、川口市本郷）の紺屋源二郎の記録である。受注ごとに明記された染賃をもとに、ひきつづき藍下糸の染色度を追究して正紺の自己認証が後退する局面にせまってみよう(41)。

《史料3-2》

染糸の出入りと染賃（その1） 染賃は太字にした。
記（明治十年） 紺屋岩次郎（北草加村）

目出度始メ

六月廿日	(代金)	(染賃)	(綿糸種類)	(綿糸数量)	【筆者補注】
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同					
一	金壺円ト六拾五銭七厘	八五	入 横九拾本	壺貫貳百目	【8割5分】
同廿四日					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同廿四日					
一	金壺円ト四拾六銭貳厘	七五	入 横九拾本	壺貫貳百目	【7割5分】
同					
一	金壺円ト四拾六銭貳厘	七五	入 横九拾本	壺貫貳百目	【7割5分】
同廿七日					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同三十日					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
同					
一	金貳円ト七拾銭	十三五	入 三拾入壺把	壺貫貳百目	【13割5分】
七月八日					
一	金四拾銭	壺割直し分	三拾入貳把		
	ノ	金拾五兩ト六拾壺貫八百貳匁			
	改金	貳拾壺兩ト壺貫百貳匁			
		右之通正ニ受取候也			

(旧小湊村・吉田家文書『丁明治十年 丑六月吉日 現金染物通』) (42)

《史料3-3》

染糸の出入りと染賃（その2） 染賃は太字にした。

記（明治十年） 紺屋源二郎（本郷村）

	(代金)	(綿糸種類)	(綿糸数量)		(染賃)	【筆者補注】
丑五月十三日						
一	(銀) 七拾弍匁	十八入	四わ	四貫八百目	一半	【1割5分】
五月十九日						
一	九拾匁	弍十入	五わ	六貫目	一半	【1割5分】
同						
一	弍匁八分八厘	和糸		百九十二匁	一半	【1割5分】
五月廿四日						
一	九拾匁	弍十入	五わ	六貫目	一半	【1割5分】
(同)						
一	五十四匁	弍十入	三わ	三貫六百目	一半	【1割5分】
五月三十日						
一	金五円也	受取				
七月 一日						
一	三百弍拾四匁	合糸	弍わ	弍貫四百目	十三五分	【13割5分】
同						
一	弍百弍拾老匁	三四	弍百本	二貫六百目	八半	【8割5分】
七月 六日						
一	百六十八匁	合糸	老わ	老貫弍百目	十四割	【14割】
同						
一	百拾匁五分	三四	百本	一貫三百目	八割五分	【8割5分】
七月 七日						
一	百六十八匁	合糸	老わ	老貫弍百目	十四割	【14割】
同						
一	百六十八匁	合糸	老わ	老貫弍百目	十四割	【14割】
同						
一	百拾匁五分	三二	百本	一貫三百目	八割五分	【8割5分】
七月十五日						
一	金弍拾円也	受取	(後略)			

(旧小淵村・吉田家文書『明治十年 丑三月吉日 染物通』(43))

記（明治十一年） 紺屋源二郎（本郷村） 【筆者補注】

三月廿日						
一	九十匁	弍十入	五わ	六貫目	老半	【1割5分】
三月廿三日						
一	九十匁	弍十入	五わ	六貫目	老半	【1割5分】
三月廿七日						

一	九十匁	式十入	五わ	六貫目	壹半	【1割5分】
三月卅一日						
一	九十匁	十八	五わ	六貫目	壹半	【1割5分】
四月 三日						
一	六十匁	合壹二十	壹わ	式貫四百目	式五分	【2割5分】
同						
一	五十四匁	式十入	三わ	六貫六百目	壹半	【1割5分】
四月 六日						
一	七十式匁	式十	四わ	四貫八百目	壹半	【1割5分】
四月十三日						
一	七十式匁	式十	四わ	四貫八百目	壹半	【1割5分】
	ハ六百十八匁	此金	十円参拾銭			
	右ノ通正ニ受取候也	寅	五月四日			

(北足立郡旧小淵村・吉田家文書『明治十一年 丑三月吉日 染物通』(44))

北草加村の紺屋岩次郎と本郷村の紺屋源二郎に発注した染糸の多くは、小倉織用であったとみられる。吉田家には明治十年(1877)二月の『広幅小倉織之通』(二~六月、二百七十五反分)と同年六月の『広幅織之通』(六~八月、百九十二反分)の二冊の織物通帳が残され、当該期に「紺黄筋入小倉」、「紺無地」、「綾織」(綾小倉)など、広幅物をふくむ小倉帯地や袴地もしくは着尺地(服地)の生産が確認できる(45)。これらの通帳によると、紺地系統の小倉製品が洋20・24、30・32番手と和糸の十三四(洋15番手相当)の単糸または合糸(撚糸)を用いて製作されている。合糸には洋30または32番手が、洋20・24番手は単糸のまま経込み組織用に和糸十三四(緯糸用)と組み合わせて使用されたとみられる。二軒の紺屋に依頼したのは、そうした小倉地糸用の藍染糸であった可能性が高い。

まず紺屋岩次郎の記録をみると、経糸用の洋30番手の染賃が13割5分と比較的高く、染色度が藍色水準に達している。緯糸(和十三四)についても、濃い浅黄色以上を示す8割5分である。経・緯ともに、和洋双方の単糸に正紺またはそれに準ずる比較的良質な藍下がほどこされたといえる。その特徴は、所沢飛白の事例とは異なり、藍の吸収率がよくない洋糸(経糸用)に対する染色度を高水準で確保し、逆に吸収力のある和糸(緯糸用)には藍を節約するパターンである。横畝組織の小倉帯地であれば経込みの洋糸に緯和糸が隠れ込むので、表面に出る洋糸のほうに比較的十分な藍下を仕込んだことになる。綿琥珀の別名をもつ、洋30番手を経単糸に用いる軽量平滑タイプの小倉織である。合糸遣いであれば、緯糸との交点に浮き出る経合糸が小さな楕円形をなして規則的に並列するタイプで、紺色系の色調が比較的均質かつ良質に現れる上等品クラスの袴地または帯地となったであろう。

いっぽう、本郷村の紺屋源二郎の記録では、経糸用の洋18ないし20番手の染賃が1割5分とかなり低く、染色度は「かめのぞき」の(極)薄紺水準となる。だが、緯糸(和十三四、同十三二)の染賃は8割5分であり、洋30番手前後の二本撚りとみられる合糸には13割5分ないし14割という高めの染賃が示されている。洋糸を経糸に用いる場合、単糸(洋18・20番手)は最低水準の藍下であるのに対し、合糸には正紺レベルの染色度を保持したことになる。洋単糸を緯糸に用いたのかもしれないが、これらのうち、量産品用とみられる藍下染色度が低い経洋糸には大幅な色味補正が実施されたことになる。染色度の低い経単糸が下等品用であったのに対し、比較的十分な藍下の経合糸ないし緯和糸は製品が正紺物として取り扱われた中等品用とみてよいであろう。

ところが、紺屋源二郎の翌年の通帳には、洋18ないし20番手の染賃が1割5分、合糸についても2割5分という、いずれも低水準の染賃が軒並み示されている。藍下染色度が低いこのケースは、いずれも下等品用ではなかったか。織上品はかなり黒味がかったものになったであろう。あるいは、後述する丹礬（硫酸銅）もしくは顔料のプルシアンブルーによって青味調整の色止めがなされ、黒紺色よりも青色が強調される色合いになったかもしれない。藍下を省略する場合としては、プルシアンブルーと刈安（植物染料）または黄色系の化学染料を用いて萌黄色を発色させていた可能性が想定される。いずれにしても一回の取り扱い綿糸量が三～五把（一把の総数、洋糸＝番手数×10疋、和糸100疋）と多いので、広幅の低価格品であったことがうかがえる事例となる。前年五月分の染糸も同様である。

低価格品用の染糸の大量発注は、別の紺屋との取引でも確認できる。次の史料3－4は吉田家の近隣に居住する紺屋新右衛門との記録（抜粋）である。洋20～28番手または30・32番手の単糸および「三拾式入合」（洋32番手の合糸）・「四拾式入合」（洋42番手の合糸）などが扱われているが、多くは低水準の染色度を示す染賃が記載されている。染賃1割5分の最低水準の藍染糸が下等品クラスの黒味がかった廉価品用で、薄い浅黄色よりも「かめのぞき」に近い同2割5分の極薄糸も、最低価格帯のやや黒味を帯びた男帯地となったであろう。

小倉男帯地は近代以前から低価格化が顕著に進行し、当該期には藍下を省く廉価品が大量に出廻る。吉田家製には粗悪な染料による粗製品は少なかったとみられるが、低価格品の生産をめぐってみずからの正紺認証に少なからぬ葛藤が生じたにちがいない。

《史料3－4》

小倉織の染糸出入りと染賃（その3）						【筆者補注】
記（明治十一年） 紺屋新右衛門（小湊村）						
四月廿日						
一	銀九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
廿六日						
一	銀九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
五月八日						
一	同九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
九日						
一	同九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
十日						
一	同廿四匁	三十八	壹把	壹貫二百目	貳割	【2割】
同						
一	同廿四匁	廿八	一わ	壹貫貳百目	貳わり	【2割】
五月十七日						
一	同九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
同						
一	廿四匁	三十二合	壹わ	一貫貳百目	貳わり	【2割】
廿壹日						
一	同九拾匁	廿八	五把	六貫目	壹割五分	【1割5分】
六月十三日						

一 同九拾匁 廿八 五把 六貫目 壹わり五分 【1割5分】
同

一 同廿四匁 三十式入 壹わ 一貫貳百目 貳わり 【2割】
〈後 略〉

(旧小湊村・吉田家文書『明治十一年 寅四月吉日 染物引合せ』(46))

記(明治十三年) 紺屋新右衛門(小湊村)

目出度初め

【筆者補注】

辰二月十四日

一 銀九拾匁 廿八 五把 六貫目 壹五分 【1割5分】

二月十六日

一 金四拾貳錢 石灰貳俵

二月廿五日

一 銀七拾貳匁 廿八 四把 四貫八百目 壹五分 【1割5分】
〈中 略〉

四月 一日

一 同六拾匁 合糸 貳わ 貳貫四百目 貳割五分 【2割5分】

四月 四日

一 銀四拾八匁 廿八 貳把 貳貫四百目 貳わり 【2割】

十日

一 同三拾匁 四十式入合糸 壹わ 壹貫貳百目 貳わり五分 【2割5分】

十五日

一 同五拾四匁 廿八 三把 三貫六百目 壹五分 【1割5分】

廿五日

一 同九拾匁 廿四入 五把 六貫目 壹五分 【1割5分】

廿六日

一 同貳拾八匁 廿八入 貳把 貳貫四百目 貳わり 【2割】

同

一 同參拾匁 四十式入合糸 壹貫貳百目 貳割五分 【2割5分】

五月 六日

一 銀七拾貳匁 廿四入 四把 四貫八百目 壹五分 【1割5分】

〈中略〉七月廿九日

一 同廿匁 地糸 貳百目 十割 【10割】

八月 三日

一 同參拾匁 三十式入合 壹わ 壹貫貳百目 貳五分 【2割5分】

同

一 同參拾匁 四十式入合 壹わ 壹貫貳百目 貳五分 【2割5分】

八月廿六日

一 銀貳拾四匁 廿式入 壹わ 壹貫貳百目 貳わり 【2割】

〈後 略〉

(旧小湊村・吉田家文書『明治十三年 辰壹月吉日 染物引合せ』(47))

明治十年代の吉田家は、低価格品用でも染糸に最低水準の藍下を維持していたようである。費用負担が増す藍は節約するが、藍下を省略する経営方針ではなかったといえる。極薄の藍染糸であっても、藍下を用いて糸および織物の堅牢性を最低限度で保ちたいという、当時の業界における藍染めへの最大限の信頼、いかえると最低限の伝統的な正紺意識があったからではないか。同家は、紺以外の色染めでも藍下を用いていた(48)。とはいえ、最小限度の藍下が当時の社会通念的な正紺の最低基準を下回っていたことは否定すべくもない。筆者はこれまでの事例考察をもとに、染賃6~8割を正紺用綿糸の藍下最低ラインとしてとらえている。藍玉価格の変動に影響されるとはいえ、藍を大幅に節約する場合、正藍染め(藍下を用いない本藍染め)の半額程度の藍下染賃6~8割が正紺認証を担保する費用負担の最低ラインであったろう。正藍染めクラスの染賃相場は所沢飛白では15割前後であり、吉田家の事例でも13割5分と14割を確認することができる。

しかし、藍を限度いっぱい節約しようとする低価格化への衝動は、正紺の最低相場を大きく下方修正し、藍下の染賃を2~3割台へと下落させた。吉田家は2割以下にまで切り下げていた。それはもはや正紺といえるものではない。しかし、藍を欠く「無紺」ではなかった。正紺認証への意思が極度に減退するとはいえ、そこには無紺すなわちまったくの偽紺ではないという最終的な自己認証を担保していたように思われる。吉田家が手がけた製品が紺色にとどまらない多色の流行木綿であったという以上に、低価格品ないし廉価品の生産が藍下を薄弱化させていったといえよう。

2) 紺色の変革—折衷染法と色味補強—

最後に、吉田家が費用を節約した藍染糸の色味を補正ないし補強(潤色)するために使用した染料類を示しておく。明治十年代初頭に鳩ヶ谷町の染料商の加藤平五郎と荒物商の宇田川金兵衛から購入した物品を一部抜粋する。同家は生産量を増やすにつれ東京市中の染料問屋や染料商からの直仕入れを荒川—芝川舟運を利用して行うが、最寄りの鳩ヶ谷町の染料業者との取引も行った。

《史料3-5》

吉田家の染料類の仕入れ

記(明治十一年) 加藤平五郎(鳩ヶ谷町)

一月廿四日

一 金三拾円五拾六銭壹厘 琉玖渋木 十式個

壹月卅日 内金拾円 受取

二月二日

一 金 六銭 丹礬 目方四十目

一 金 五拾銭九厘 紺桔梗 四十目

一 同壹円 かり安 式丸

二月十四日

一 金貳円 三銭一厘 丹から 壹個

二月廿三日 内金拾円 請取

三月十一日

一 金壹円六拾五銭 浅黄粉 壹斤

同十六日

一 金壹円五拾五銭 浅黄粉 壹斤 (以下、略)

(旧小淵村・吉田家文書『明治十一年 寅一月吉日 染草通』(49))

記（明治十二年） 宇田川金兵衛（鳩ヶ谷町）

壹月廿三日	一	渋木 五個		金拾貳円九銭四厘
一月廿五日	一	丹柄 一個 十六貫目		金貳円三十銭
廿六日	一	麻 三百目		金 五拾銭五厘
廿九日	一	明ばん 壹個		金三円六十貳銭五厘
三月十日	一	木附子 壹貫目		九拾五銭
	一	緑凡 五百目		□銭
			〈中 略〉	
四月十五日	一	渋木 四個		同拾円廿九銭壹厘
	一	明ばん 壹個十六貫目入		同四円十六銭
			〈中 略〉	
四月廿三日	一	同壹円十銭	花色粉	
五月 八日	一	壹円十銭	花色粉 半斤	
廿八日	一	壹円九十銭	紅粉 半斤	
			〈中 略〉	
七月十一日	一	五拾六銭	金へロ 半斤	

（旧小淵村・吉田家文書『明治十二年 卯一月吉日 諸品通』）(50)

購入量と仕入回数の多いのが、渋木、木附子、矢砂（史料揭示略）や丹柄などの植物染料であった。備蓄を切らさず常用し続けていた黒系染料である。なかでも大量に仕入れられたのが沖縄地方産の「琉玖（球）渋木」であり、黒の補正染料として多用されるいっぽうで、藍下綿糸の上掛けに用いる「紺桔梗」、「浅黄粉」、「花色粉」、「紅粉」、「黄粉」（史料揭示略）などの化学染料の下漬剤として使用されたとみられる。塩基性色素（アニリン系）の下漬けには植物系のタンニン剤と吐酒石（酒石酸アンチモンカリ）の二つが必須であったが、吐酒石の購入記録は確認できないので、吉田家ではタンニン下漬け（一昼夜の事前漬けこみが必要）だけで塩基性色素を使用していたことになる。当時の業界では、タンニン下漬けもせずに塩基性色素を直接上掛けする偽紺や泥紺まがいの簡易染法が横行した。塩基性色素をタンニン下漬けのみで使いまわしていたことは適切かつ十分な化学染色法とはいえないが、多色指向ゆえの積極的な使用を認めないわけにはゆかないであろう。

そして、黒系以外の染料類として、色糸用とみられる黄系の植物染料「かり安」（刈安）や「山吹

粉」(史料揭示略)のほか、赤系の蘇枋(同略)も時々買われていた。明礬がこれらの媒染・発色剤として使用されたとみられる。媒染剤としては「緑凡」(緑礬)や丹礬(硫酸銅)も買われている。

こうした購入状況のなかで注目しておきたいのが、史料の末尾に示した「金へロ」である。吉田家は明治十年代半ば以降、丹礬とともに、プルシアンブルーを意味する「金へロ」(ペレンスないしベルリン青とも呼ばれ、「金ベロ」の俗称もあり)を頻繁に購入する。藍下糸の黒紺補正用に硫酸銅と金へロが使用されたとみられる。金へロすなわち顔料のプルシアンブルーは金属塩のうち銅・鉄系のものと反応し青味付けに効果があった。プルシアンブルーを用いると藍色のくすみをとったような鮮明な青が発色し、タンニン黒の紺系補正染料として、逆にくすみのある藍の色合いに近づけるのに一定の効力があったのだろう。あるいは鮮明な青色そのものを求めたのかもしれない。くわえて紺鉄系の色合いを引き出すべく、上掛け染料の色止めとして緑礬(硫酸第二鉄)とプルシアンブルーがペアで使われた可能性も否定できない。藍下糸の多くはタンニン黒染法と金属塩(硫酸鉄、硫酸銅、明礬)および鉄漿やプルシアンブルーなどを組み合わせる補色法で潤色されていたとみられる。

さらに吉田家は、「染草」として石灰や醤油なども俵・樽単位でしばしば購入した。これらは茶染め用とみられる。丹柄は石灰により赤茶に発色する。これに関東産の濃口醤油を色味調整用に組み合わせただろうか。同家は東京二子用のみならず鼻緒地に求められる流行色(千才茶、青茶、鼠、御納戸、黒、大名赤など)を種々手がけた。伝統的な紺染法と偽紺にくわえ、内外の植物染料と金属塩および最新の化学染料を適宜組み合わせる新旧併用の染色法によって、紺および黒紺系の地糸のみならず赤や黄・青・緑ほか、流行の変化が速い色系にも機敏に対応していたことがうかがえる。

明治十年代半ば以降、吉田家は東京市中の染料商から硫酸や塩酸、炭酸・錫酸ソーダなどの薬剤をはじめ、「出し鉄」(鉄漿)や弁柄、そして金ベロをさかんに購入する。二十年代になると、化学染料としてはタンニン下漬け不要の最新の木綿直接染料コンゴレッド(赤色)をはじめ、塩基性の「紺粉」、「紅粉」、「紫粉」、「黄粉」、「山吹粉」、「ヲーラミン」、「青竹粉」、「茶粉」などが頻繁に買われていく。そして、「金ベル」(金ベロ)の購入量が増え、硫酸鉄、丹礬、明礬、各種薬剤とともに、「コロモサン」(重クロム酸カリ)とログードエキスを旺盛に仕入れるようになる。

おわりに

ヨーロッパ製の毛織物(呉呂や唐縮緬など)の輸入が増大した明治初年代において、東京市中でよく着られていた国産木綿は紺緋(上等品は薩摩緋や久留米緋、中・下等品は所沢飛白や村山緋など)、紺縞(上等品は二子縞や結城縞、中・下等品は松坂縞、伊勢縞や尾州縞、三河縞など)、青縞(織色木綿)、そして小倉織などであった。絹織物では糸織や縮緬・博多織の下級品に加え、下等絹糸を用いた節糸織や太織(銘仙)・紬、洋糸交織の綿縮緬、綿博多などが人気を広げていた。それらは、鮮やかな色彩の輸入毛織物とくらべると、地味で不鮮明な紺ないし茶系が基調色であった。

輸出品との競合下、国産織物の品質維持と低価格化への対応は機業経営のなかで藍の費用負担を顕在化させ、絹・綿の庶民衣料の色合いと同時代人の紺色認証を変えていった。紺緋や青縞が正紺保持に腐心するが、紺縞の中軸をなす二子縞や結城縞のほか、高級品の絹綿交織も正紺保持に苦しみ偽紺に抵触した。藍を省く偽紺は小倉織など急速に低価格化した量産品種に真っ先に浸透した。いっぽう、庶民衣料のなかで比重を増した節糸織や太織(銘仙)のほか、洋糸交織の低級絹織物でも藍の使用を極力節減する動きが進む。アトキンソンが来日したのはまさにそうした傾向が強まり、正紺と偽紺とのあいだで紺色が大きく揺れ動いていた時代であった。

明治中～後期になると、中・下等品の生産にかかわる織物業界では正紺自己認証の放棄が進行す

る。染色費のなかで割高となる藍の負担に耐え切れなくなり、合成藍（インディゴ・ピュア）に続いて硫化染料の積極的な応用により紺色それ自体が変革されていった。正紺と偽紺、そして化学紺（硫化紺）へと至る史のプロセスは粗製品の生産を誘発したが、中・長期的には日本社会における庶民衣料の多色鮮明化と低価格化への技術的対応の平坦ではない道程であった。

注

- (1)三木産業(株)技術室編（1992年）はアトキンソンの来日を明治八年とする。菅原（1970）によると、滞在期間は明治一桁代後半から十年代前半であった。
- (2) S. オズボーン（島田ゆり子訳）『日本への航海』雄松堂出版、2002年、194頁。R. ヴェルナー（金森誠也・安藤勉訳）『エルベ号艦長幕末記』新人物往来社、1990年、72頁。この記録に注目した広岩（2014）は、西洋人の目をひいた地味な服装の黒っぽさが日本人の社会的・制度的な特徴であったとする卓見を示している。
- (3)『明治前期産業発達史資料 第7集(2)』明治文献資料刊行会、1962年。
- (4) 所沢市史編さん委員会編『所沢市史 近代史料Ⅰ』同市、1982年、263頁。
- (5)『機織彙編（江戸科学古典叢書15）』恒和出版、1979年、89～95頁。
- (6)『明治前期産業発達史資料 第7集(2)』明治文献資料刊行会、1962年。
- (7)～(9)桐生織物史編纂会『桐生織物史 中巻』桐生織物同業組合、1936年、226～227頁、231～232頁、216～219頁。
- (10)(11)渋谷家文書「慶応四年四月 前橋向町紺屋染物諸入用書上帳」「(年次不詳) 前橋領紺屋仲間染物代金議定」『群馬県史 資料編14 近世6』群馬県、1986年、555～558頁。布や糸の染賃が色合いに応じて「割」で記載されている。
- (12)今井清見『米沢織物同業組合史』同組合、1940年、89頁。
- (13)東北振興会編『東北産業経済史 第二巻 米沢藩史』東洋書院、1975年、194～196頁。米沢藩は享和期（1801）に夏蚕飼育および夏蚕糸の絹糸使用を禁止し、文化期に同種の禁止令をたびたび発布した。さらに文政期には黒染めを夏蚕糸の使用とともに禁止した（同上書および今井清見『米沢織物同業組合史』、40～43頁）。
- (14)～(16)今井清見『米沢織物同業組合史』、89頁・188頁。
- (17)(18)上田市立博物館編『郷土の工芸 上田紬』同館、1981年、36～37頁。上田藩は文化八年（1811）に夏蚕糸の使用禁止、文政四年（1821）に上田綿について「地薄手抜等」の織り方を戒める御触書を発布した（『上田市史 上巻』同市、1940年、1060～1062頁）。
- (19)中野家文書「天保七年 八王子織物規格統制につき綿買仲間」昭島市教育委員会編『中神村中野家 近世織物仲間関係史料集』1985年、67～69頁。正田健一郎編『八王子織物史 上巻』八王子織物工業組合、1965年、631～651頁。
- (20)～(22)「江戸壳藍問屋 規定書」『阿波藍譜 史料編 中巻』三木産業株式会社、1974年、202～218頁。
- (23) 大口勇次郎『幕末期農村構造の展開』名著出版会、2004年、301頁。
- (24)「天保十三年 原町万屋豊七取扱織物仕入販売価格一覧」（上田市立博物館編『郷土の工芸 上田紬』、40頁）。この小倉帯は男物で、上田周辺の製品ではなく信州諏訪産もしくは足利産であったとみられる。
- (25)加須市史編さん室『加須市史 資料編Ⅱ 近現代』同市、1983年、284～286頁。
- (26)「織物資料」『新編埼玉県史 資料編21（近代・現代3 産業・経済1）』埼玉県、1982年、745頁。
- (27)森田五一・奥野増治郎『大和木綿同組合沿革史』同組合、1898年、6頁。
- (28)農商務省商工局工務課編『工業視察紀要 織物之部下』同省、1897年、14頁。
- (29)大阪府勸業課編『大和飛白共進会報告書 全』同勸業課、1882年、168頁。
- (30)(31)森田五一・奥野増治郎『大和木綿同組合沿革史』、93頁・97～98頁。
- (32)「大和木綿同業組合定款 明治四十三年四月七日改正」（橿原市立図書館所蔵）
- (33)大阪府勸業課編『大和飛白共進会報告書 全』、51～57頁。

- (34)森田五一・奥野増治郎『大和木綿同組合沿革史』、25～26頁。
- (35)大阪府勸業課編『大和飛白共進会報告書 全』、99～151頁。
- (36)森田五一・奥野増治郎『大和木綿同組合沿革史』、44～46頁。
- (37)岩岡家文書「明治五年五月 第三大区二小区紺屋職名前調書」、同「明治六年二月 第三大区二小区物産取調表」（『所沢市史 近代史料 I』）同市、1982年、244～246頁・255～257頁。
- (38)(39)平塚家文書『明治十二年 卯第三月吉日 機方金銀出入帳』、『明治十年十一月吉日 染物之通』（所沢市教育委員会所蔵マイクロフィルム版）。
- (40)後年の染賃は以下の通り。明治十一年九月～十二年五月、東十五【11割3分】、同十二（洋15番手相当）【10割】、洋16番手【6割7分】、洋30番手【6割】、洋40番手【6割】、飛白糸（和糸）【15～16割】、飛白糸（洋番手不明）【10割】、同十二年五月～十三年十二月、東十五【10～13割】、洋16番手【7割5分】【8割3分】、飛白糸（和糸）【14～17割】（平塚家文書『明治十一年九月吉日 染物之通』『明治十二年五月吉日 染物之通』同上マイクロフィルム版）。
- (41)藍染糸の色合いについては、明治二十七年に鳩ヶ谷地区紺屋仲間が「糸類 花色紺十二割 並紺十四割 上紺二十割 絹糸紺百割 洋糸並紺十六割 浅黄六割」（染組「定（染物代価左之通）」（川口市立文化財センター分館（旧鳩ヶ谷市立）郷土資料館所蔵）と記した相場協定を参考にした。
- (42)～(44)川口市立文化財センター分館 郷土資料館所蔵。
- (45)吉田家文書『明治十年丑二月吉日 広幅小倉織之通』『明治十年丑六月吉日 広幅織之通』、同上 郷土資料館所蔵。
- (46)(47) 同上 郷土資料館所蔵。
- (48)紺以外の配色（赤茶、赤、千才赤、鶯、鶯青など）が多い鼻緒地用の洋20～24番手単糸の藍下染賃はいずれも「染三半」（3割5分）であった（『明治十一年寅五月吉日 糸反物之引合帳』、同上 郷土資料館所蔵）。
- (49)(50) 同上 郷土資料館所蔵。

引用・参考文献

- 天野雅敏『阿波藍経済史研究—近代移行期の産業と経済発展—』吉川弘文館、1986年。
- 天野雅敏「近世尾張の紺屋に関する一考察」『国民経済雑誌』179—3、1999年3月。
- 菅原国香「明治初期の化学者たち 1850年代～1880年代」『物理学史研究』6—1・2、1970年3・6月。
- 竹内淳子『藍 I —風土が生んだ色—』法政大学出版局、1991年。
- 三木産業(株)技術室編『藍染めの歴史と科学』裳華房、1992年。
- 広岩邦彦『近世のシマ格子—着るものと社会—』紫紅社、2014年。
- 矢嶋千代子「幕末期『藍玉通帳』にみる上田地域の藍玉流通」『信濃』68—8・9、2016年8・9月。
- 吉岡幸雄『日本の色を歩く』平凡社新書、2010年。

(2021年9月30日提出)
(2021年11月10日受理)